

令和8年度

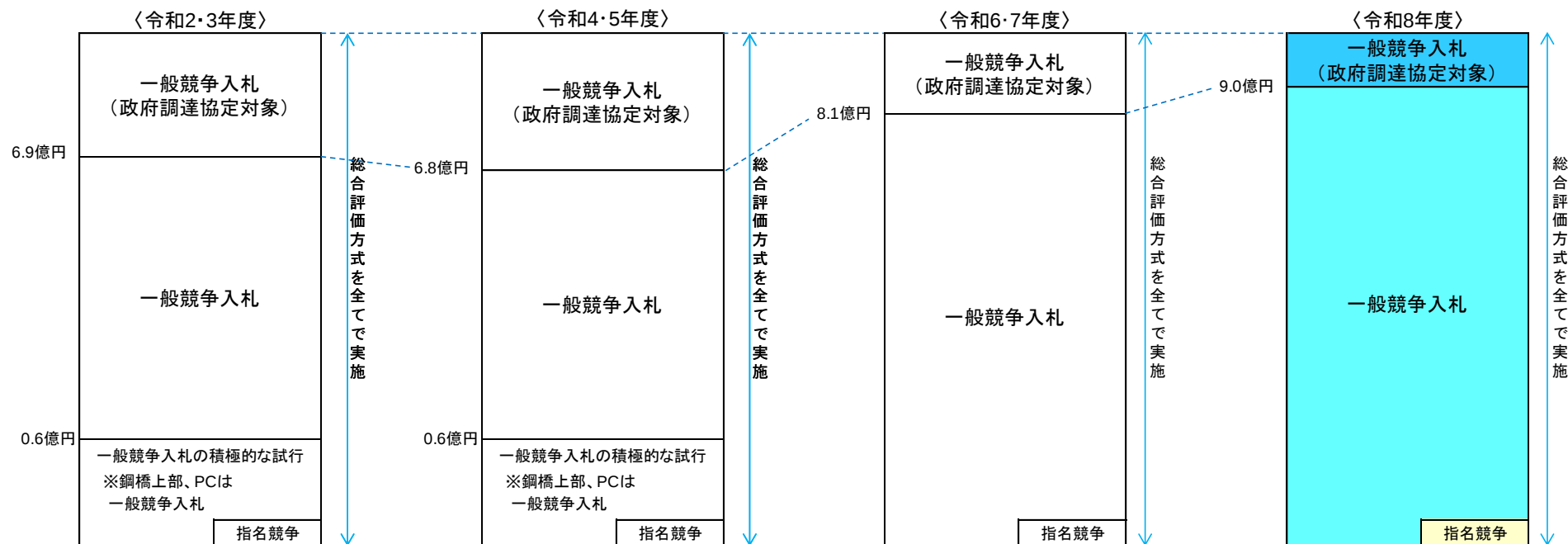
港湾空港関係の工事・業務における 総合評価等の実施方針について

工事関係

1. 令和8年度 入札・契約の運用方針及び
等級区分と地域要件について 【見直し】
2. 技術評価点の配点について（賃上げ実施に関する評価） 【見直し】
3. 評価項目の追加について 【見直し、新規】

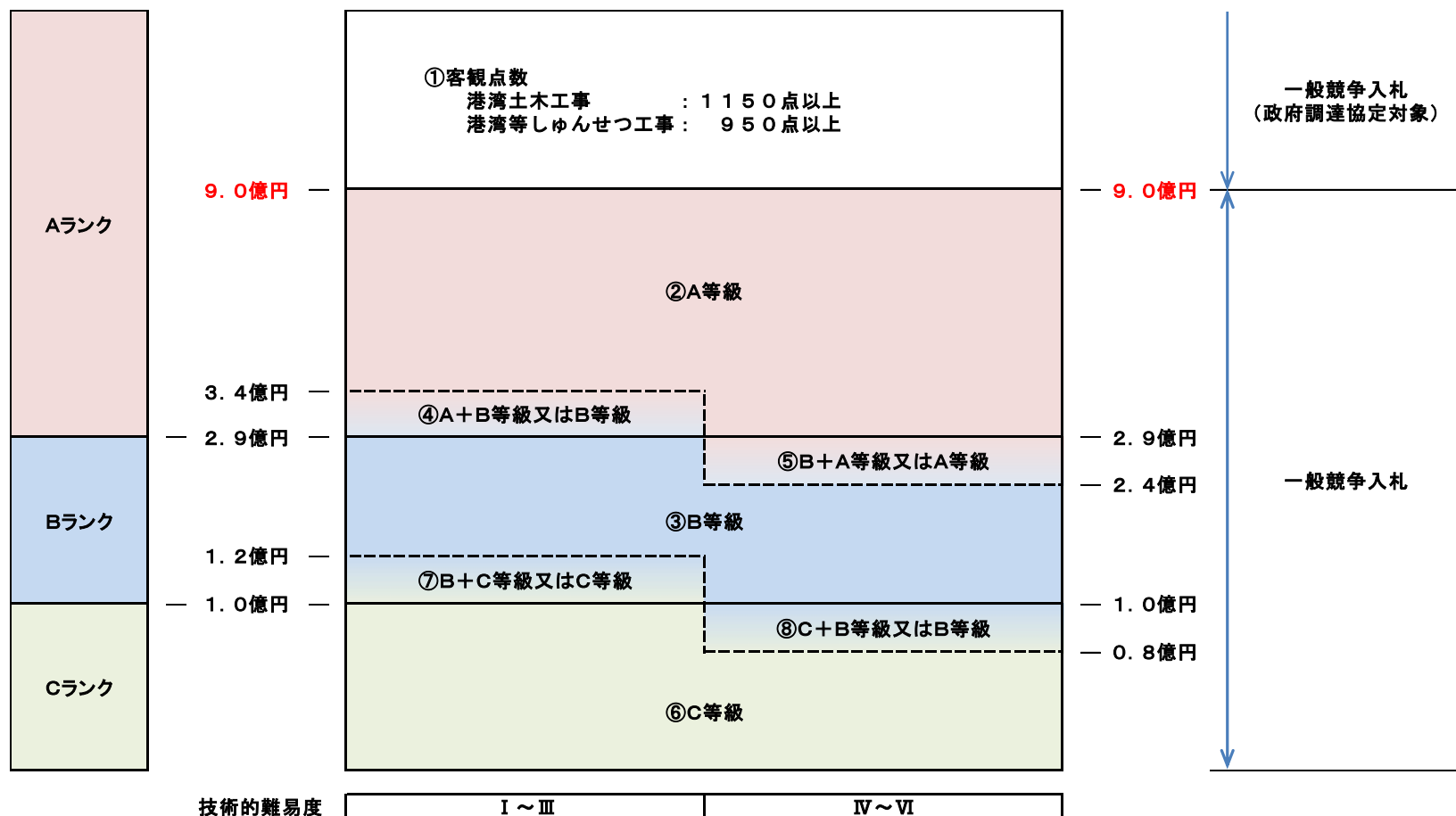
令和8年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

○一般競争入札(政府調達協定対象)の対象金額を8.1億円以上から9.0億円以上に見直し



《見直し》

＜港湾土木工事・港湾等しゅんせつ工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

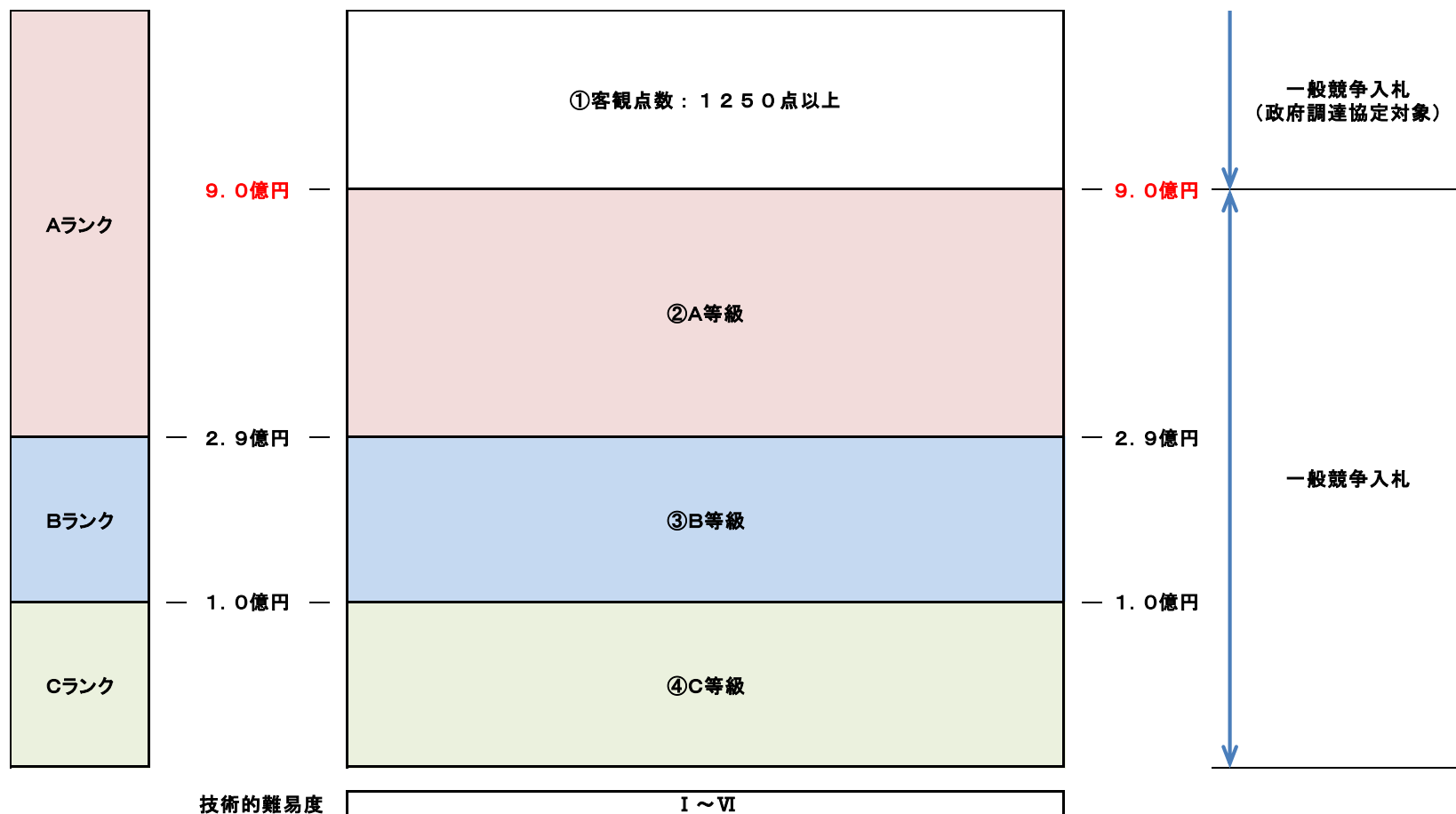
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②~⑤: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑥: 施工都県内に本店
- ⑦,⑧: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内に本店・支店・営業所

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

<空港等土木工事の場合>



<地域要件(本店等の所在地)>

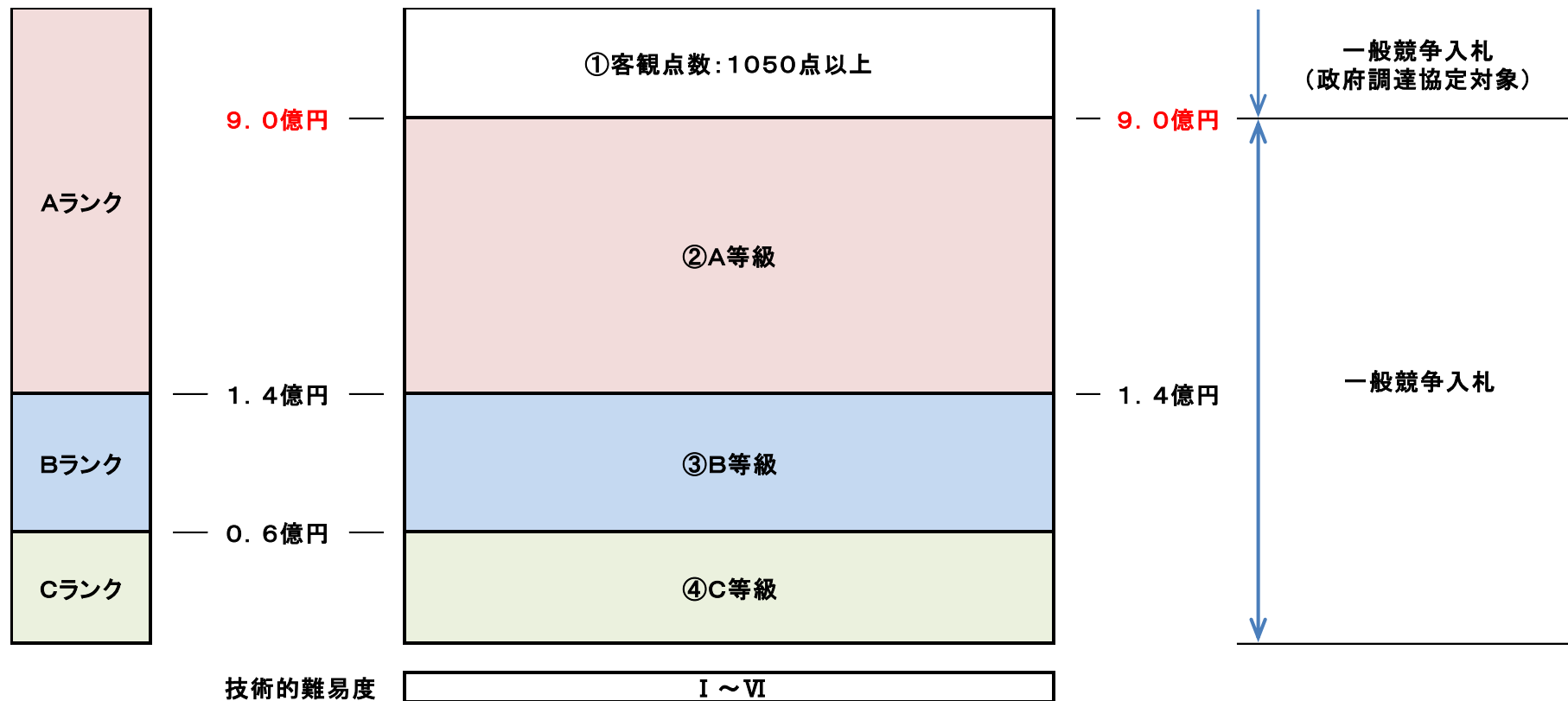
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

＜空港等舗装工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

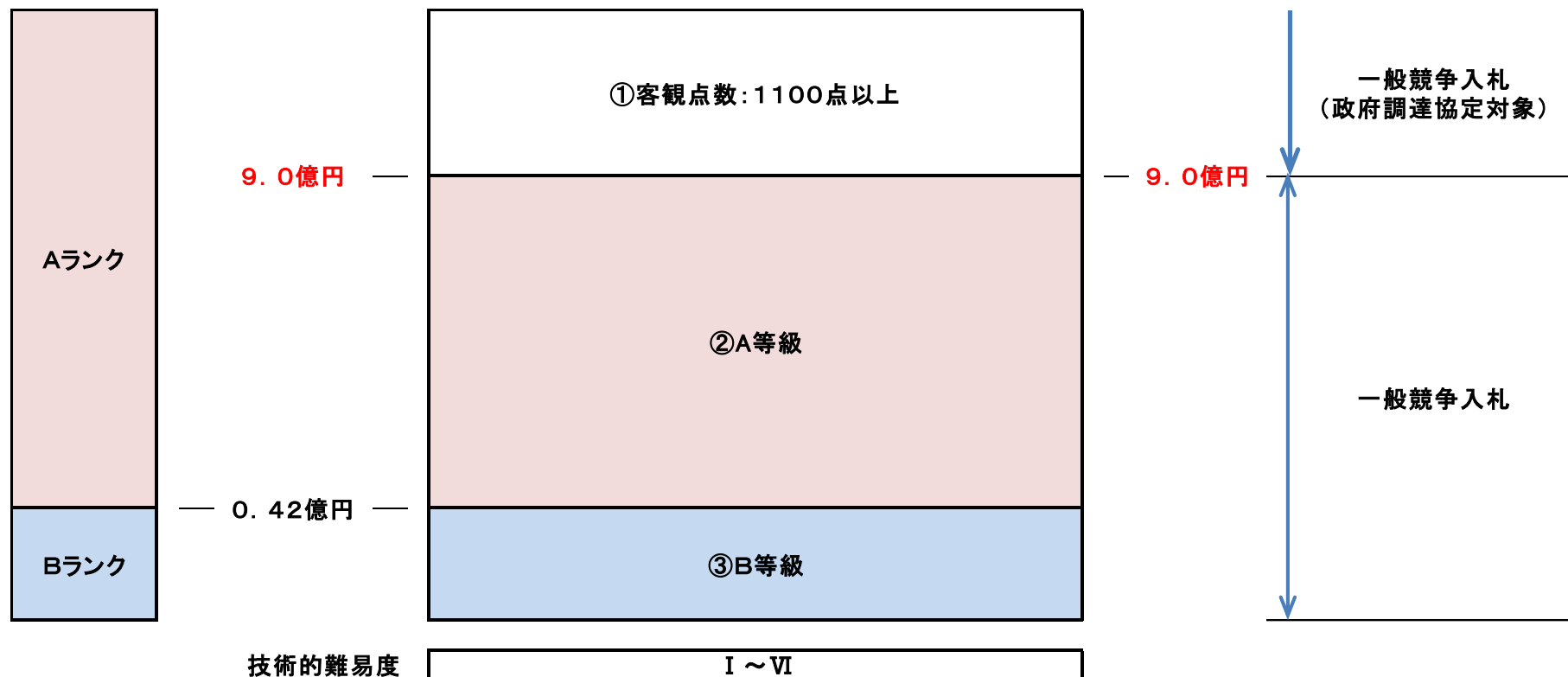
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

＜港湾等鋼構造物工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②: 関東管内に本店・支店・営業所
- ③: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

2. 技術評価点の配点について

《見直し》

1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価及びワークライフバランス関連認定企業の評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」のとおりとする。

<配点割合>

■施工能力評価型 I 型・II 型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30)※2		総合評価対象 2(1)※2
施工計画※1	企業の能力等 20(15)※2	技術者の能力等 20(15)※2	賃上げの実施に関する評価 2(1)※2

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型 I 型)。
※2 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

■技術提案評価型 S 型

(WTO以外)	総合評価対象 60(40)※1			総合評価対象 2(2)※1
	段階的選抜対象 30(20)※1			
	技術提案 30(20)※1	企業の能力等 15(10)※1	技術者の能力等 15(10)※1	賃上げの実施に関する評価 2(2)※1
(WTO対象)	総合評価対象 60	段階的選抜対象※2 30		総合評価対象 2
(段階選抜を行う場合)	技術提案 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15	賃上げの実施に関する評価 2
(WTO対象)	総合評価対象 60	総合評価対象 2	総合評価対象 1	
(段階選抜を行わない場合)	技術提案 60	賃上げの実施に関する評価 2	WLB関連認定企業の評価 1	

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

■技術提案評価型 A 型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 3(2)※1
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 3(2)※1

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。

※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

2. 技術評価点の配点について

《見直し》

◎: 必須 ○: 選択

港湾空港関係【施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型】

項目	細目	評価項目例	施工能力評価Ⅰ型			施工能力評価Ⅱ型			施工計画重視型			チャレンジ型			
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	
①施工計画	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	可・不可(欠格)		◎										
	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見													20
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	10	2.5	◎	5～7	2.7	◎	
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績があれば評価(ブロック製作工事)		5	◎		5	◎		2.5	◎		2.7	◎	
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績		5.5	◎		5.5	◎		2.7	◎		2.8	◎	
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績があれば評価(ブロック製作工事)		5.5	◎		5.5	◎		2.7	◎		2.8	◎	
		②工事成績 過去4年間の工事成績評価の平均点		6	◎		6	◎		3	◎				
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0～5	◎		0～5	◎		0～5	◎				
		④優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 インフラDX大賞(国土交通大臣表彰等)の有無		3	◎		3	◎		1	◎				
		⑤安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)													
		⑥事故及び不誠実な行為		0～12	◎		0～12	◎		0～12	◎		0～12	◎	
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級の場合必須		1	◎		1	◎		0.5	◎		0.3	◎	
	⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級以外の場合必須	0.5		◎	0.5		◎	0.3		◎	0.2		◎		
	⑧自由設定項目Ⅰ	1～5		○	1～5		○	0～3		○	0～3		○		
地域精通度・貢献度	⑨自由設定項目Ⅱ	0～4	○	0～4	○	0～3	○	0～3	○						
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	20	7	◎	20	7	◎	10	3	◎	3～5	3	◎	
		①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験があれば評価(ブロック製作工事) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績		7	◎		7	◎		3	◎		3	◎	
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評価		7	◎		7	◎		4	◎				
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		4	◎		4	◎		1	◎				
		④自由設定項目Ⅲ		2	○		2	○		2	○		2	○	
小計			40			40			40			30			
④賞上げの実施に関する評価	賞上げの実施を表明した企業等		2											1	
	賞上げ基準に達していない場合等(減点)		-3											-2	
合計			42			42			42			31			

2. 技術評価点の配点について

《見直し》

港湾空港関係【技術提案評価型S型】

◎：必須 ○：選択

項目	細目	評価項目例	技術提案評価S型(WTO以外)			チャレンジ型			技術提案評価S型(WTO)				
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択		
①技術提案	施工計画	特定項目、課題等に対する技術的所見	30	30(15) ()は2項目設定した場合	○ 原則1項目	40 (30)	40(30) ()は1項目設定した場合	◎					
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等々の技術的所見			○ 原則1項目								
	VE提案等の技術提案	個別VEテーマの施工計画							60	20～60	◎		
	ヒアリング ※必要に応じて実施	配置予定技術者へのヒアリング				○				0～40	○		
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績	15	3.2	◎	5	2.7	◎					
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績		3.6	◎		2.9	◎					
		②工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		4	◎								
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0～5	◎								
		④優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 インフラDX大賞(国土交通大臣表彰等)の有無		2	◎								
		⑤安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)		0～12	◎		0～12	◎					
		⑥事故及び不誠実な行為											
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級の場合必須		0.8	◎		0.3	◎					
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級以外の場合必須		0.4	◎		0.1	◎					
		⑧自由設定項目Ⅰ		0～5	○		2	○					
	地域精通度・貢献度	⑨自由設定項目Ⅱ	0～5	○									
	③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	5	◎	5	4	◎				
②同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点			5		◎								
③優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績			3		◎								
④自由設定項目Ⅲ			2		○	1		○					
小計			60			50(40)			60				
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		2			2			2				
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-3			-3			-3				
⑤ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている								1				
合計			62			52(42)			63				

3. 評価項目の追加について

令和8年4月1日以降の公告案件より適用

《見直し》

港湾空港関係

企業の技術力

自由設定項目Ⅰ（「企業の施工能力」において最大5点）

- ①当該工事に使用する作業船舶の保有状況
- ②ISO認証取得状況
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ④登録海上起重基幹技能者の活用
- ⑤建設マスター、建設ジュニアマスター（優秀施工者国土交通大臣顕彰）の活用
- ⑥ICT活用工事（ICT活用計画）
- ⑦配置予定現場従事者（潜水作業管理者）の資格の有無
- ⑧WLB関連認定企業の評価（港湾土木工事A等級に限る（技術提案評価S型WTO除く））

自由設定項目Ⅱ（「地域精通度・貢献度」において最大5点）

- ①東京湾再生推進のための環境活動状況
- ②災害時の事業継続力の認定状況
- ③災害協定締結の有無
- ④ボランティア活動による地域貢献の実績
- ⑤地元企業活用状況
- ⑥地元資材活用状況
- ⑦施工都県内における本店（支店）所在の有無
- ⑧災害時に必要となる作業船の保有
- ⑨地元作業船の活用（技術提案評価型S型、技術提案評価型SⅠ型、施工能力評価型Ⅰ型を対象）
- ⑩一次下請予定企業の下請としての表彰実績
- ⑪地元中小企業事業者が構成員として参加

技術者の技術力

自由設定項目Ⅲ（最大2点）

- ①資格（海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者・海洋・港湾構造物設計士）
- ②同種工事の役職経験（過去4年度の役職経験）
- ③継続教育（CPD）の取組状況
- ④配置予定技術者の当該エリアにおける工事实績（技術提案評価型S型を対象）
- ⑤若手・女性技術者奨励賞

令和8年4月1日以降の公告案件より適用

《新規》

- ◆ 工事の一定の割合を分担する下請企業の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価する地元企業活用審査型の試行を平成21年8月より実施している。
- ◆ 現状、本試行を活用した実績は少なく地元企業の活用に寄与しているとは言い難い。
- ◆ この状況を鑑み、評価項目を定めることとする。
- ◆ 評価項目は、品質確保の更なる向上に向け、一次下請予定企業の下請としての表彰実績を評価項目として設定する。

【新規】

- ・評価項目：一次下請予定企業の下請としての表彰実績
- ・総合評価のタイプ：技術提案評価S型及びS I 型
- ・対象工事：Aランク
- ・工種区分：港湾5工種（ただし、WTO案件工事を除く）

（配点例）

評価項目		評価基準	配点
地域貢献度・ 地域精通度等	一次下請予定企業の 過去4年間の下請としての表 彰実績	下請表彰実績あり	1.0
		下請表彰実績なし	0.0

令和8年4月1日以降の公告案件より適用

《新規》

- ◆ 地元中小企業の受注機会確保、参加機会の増加を目的として、JVで参加する場合加点評価を行う試行工事について、新たに評価項目を設定する。
- ◆ 地元中小企業の受注機会の確保及び地域に精通した地元中小企業が特定JVの構成員に加わることで地元調整など円滑な事業実施が図られることを目的に評価するものである。

【新規】

- ・評価項目：地元中小企業の事業者が構成員として参加
- ・対象工事：Aランク
- ・工種区分：港湾土木、空港等土木、港湾等しゅんせつ工事における、
予定金額が5億円以上9億円（WTO）未満

（配点例）

評価項目		評価基準	配点
地域貢献度・ 地域精通度等	地元中小企業の事業者が 構成員として参加	地元中小企業の事業者が構成員として参加あり	1.0
		上記以外での参加	0.0

- ◆ 発注件数の減少に伴い、受注機会が確保されず競争参加資格要件である過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できないため実績期間の緩和などの要望が上がっている。
- ◆ 受注機会の確保の観点から、入札公告要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績要件の緩和を行うことで、地元企業の活性化を図ることとする。
- ◆ 対象工事は、施工実績を有する期間の重要性を比較的伴わないと考えられる「ブロック製作工事」を対象とする。
- ◆ ただし、浚渫工事など他工事において地域の実情により適切な企業数が確保できない理由により、競争環境が整わない場合は、本試行を適用してもよいこととする。

【従前の入札説明書】

○. 競争参加資格

.....

(○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡し完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

.....

(○)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡し完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

【新たな入札説明書】

○. 競争参加資格

.....

(○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡し完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

.....

(○)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡し完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

資格要件においては過去15年間の制約を除くが、
総合評価における同種工事の実績においては、過去15年間の制約を継続する。

3-3. 施工実績の緩和(1): 競争参加資格要件の設定【港湾空港関係】

(ブロック製作工事)

《新規》

【従前の評価項目】

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	5点
		同種性が認められる工事の実績あり	0点
	同じ工種区分の4年間の平均成績	80点以上	6点
		78点以上80点未満	5点
		76点以上78点未満	4点
		74点以上76点未満	3点
		72点以上74点未満	2点
		70点以上72点未満	1点
		70点未満(実績無しを含む) ※直近2年連続平均点が60点未満	0点 欠格
	表彰(優良工事等表彰、安全管理優良受注者表彰)	表彰あり	3点
		表彰なし	0点
	ワーク・ライフ・バランス関連認定	認定あり	1点
		認定なし	0点
	その他自由設定項目	(上限を5点とする)	—
技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	7点
		・当該工事の発注規模に対する設計規模の実績を有する 監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4点
	同じ工種区分の4年間の平均成績	・当該工事の発注規模に対する設計規模の8割程度の実績を有する 監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2点
		・当該工事の同種工事の技術要件で設定された経験を有する 監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	0点
	表彰(優秀工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト技術者認定等)	80点以上	7点
		78点以上80点未満	6点
		76点以上78点未満	5点
		74点以上76点未満	4点
		72点以上74点未満	3点
		70点以上72点未満	2点
		70点以上 70点未満(実績無しを含む)	1点 0点
	表彰(優秀工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト技術者認定等)	表彰あり	4点
		表彰なし	0点
	その他自由設定項目	(上限を2点とする)	—
地域貢献度・地域精通度等		地域貢献度・地域精通度等に係る項目(適宜設定)(上限を4点とする)	計4点

・競争参加資格の同種実績において「過去15年間」という縛りがあるため、同種性が認められる工事の実績があるだけでは評価されない。

【新たな評価項目】

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	同種工事実績	・ 《過去15年間》同種性が認められる工事の実績あり	5点
		・ 《過去15年間以前》同種性が認められる工事の実績あり	0点
	同じ工種区分の4年間の平均成績	80点以上	6点
		78点以上80点未満	5点
		76点以上78点未満	4点
		74点以上76点未満	3点
		72点以上74点未満	2点
		70点以上72点未満	1点
		70点未満(実績無しを含む) ※直近2年連続平均点が60点未満	0点 欠格
	表彰(優良工事等表彰、安全管理優良受注者表彰)	表彰あり	3点
		表彰なし	0点
	ワーク・ライフ・バランス関連認定	認定あり	1点
		認定なし	0点
	その他自由設定項目	(上限を5点とする)	—
技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	7点
		・当該工事の発注規模に対する設計規模の実績を有する 監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4点
	同じ工種区分の4年間の平均成績	・当該工事の発注規模に対する設計規模の8割程度の実績を有する 監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2点
		・当該工事の同種工事の技術要件で設定された経験を有する 監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	0点
	表彰(優秀工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト技術者認定等)	80点以上	7点
		78点以上80点未満	6点
		76点以上78点未満	5点
		74点以上76点未満	4点
		72点以上74点未満	3点
		70点以上72点未満	2点
		70点以上 70点未満(実績無しを含む)	1点 0点
	表彰(優秀工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト技術者認定等)	表彰あり	4点
		表彰なし	0点
	その他自由設定項目	(上限を2点とする)	—
地域貢献度・地域精通度等		地域貢献度・地域精通度等に係る項目(適宜設定)(上限を4点とする)	計4点

※1: 施工能力評価型の場合に記載する
※2: 技術提案評価型チャレンジ型、S型の場合に記載する

・競争参加資格の同種実績において「過去15年間」という縛りを無くす代わりに、評価の対象とする。

業務関係

1. 賃上げ実施に関する評価 **【見直し】**
2. 低入札価格評価の対象見直し **【見直し】**

1. 賃上げ実施に関する評価【見直し】

令和8年4月1日以降公告案件から適用

【概要】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等を受けて、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日財計4803号)に基づき、賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けている。

総合評価における加点割合「技術点の5%以上の整数」を「技術点の3%以上の整数」に変更

■ 対象業務

総合評価落札方式

■ 賃上げ目標

- ・大企業:3%以上
- ・中小企業:1.5%以上

評価項目	総合評価落札方式		新配点		旧配点
賃上げの実施を表明した企業等	簡易型1:1	通常	4点		6点
		チャレンジ型	3点		4点
	標準型1:2	通常	7点		11点
		チャレンジ型	6点		9点
	標準型1:3	通常	10点		16点

2. 履行確実性評価の対象見直し【見直し】

令和8年4月1日以降公告案件から適用

【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格**200万円**を超える業務

【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大(H27.4～)

少額随意契約の基準額見直し(R7.4～)に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し

■開札後の手続きフロー

